

平成26年第4回上里町議会定例会会議録第4号

平成26年6月10日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 9 (議員提出議案第1号) 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第10 議員の派遣について

日程第11 (意見書第1号) 集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する反対する意見書(案)について

日程第12 (意見書第2号) 労働者派遣法改正に対する反対する意見書(案)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡 壽君
5番 齊藤 崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井 實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋 仁君
13番 伊藤 裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時2分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第9 議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（植原育雄君） 日程第9、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

13番（伊藤 裕君） おはようございます。13番、伊藤でございます。

御提案を申しあげました議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

提案理由であります。一般質問の質問順が通告書の提出順となっているため、本案を提案するものでございます。

改正の条文ですが、会議規則第61条第3項中の「質問の順序は、通告順とする」を、「質問の順序は通告順のくじとする」に改める改正でございます。

次に、附則の関係であります。平成26年8月1日からの施行になります。

なお、参考に、規則の新旧対照表を添付しておきました。

以上で、議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明といたします。

慎重審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたします。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第1号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を起

立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時5分休憩

午前9時9分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加について

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいま、沓澤幸子議員ほか2名から意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更
に反対する意見書（案）、続いて、沓澤幸子議員ほか2名から、労働者派遣法改正に反対する
意見書（案）、以上の2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更
に反対する意見書（案）、労働者派遣法改正に反対する意見書（案）、
以上の2件を日程に追加し、議題とすることに決定
しました。

日程第10 議員の派遣について

議長（植原育雄君） 日程第10、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

来る7月2日の児玉郡町議会議長会主催の児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を派遣
したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の
議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第11 意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する意見書(案)
議長(植原育雄君) 日程第11、意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する意見書(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番、沓澤幸子議員。

[11番 沓澤幸子君発言]

11番(沓澤幸子君) おはようございます。議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。
意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する意見書(案)について説明をさせていただきます。

この問題につきましては、今、国会でも、またテレビのニュースや新聞紙上でも連日報道されていることでもありますけれども、この集団的自衛権に関しましては、今までの憲法の解釈を変えて、武力行使をしてはならない、戦闘地域へは行ってはならない、この2つの歯止めをなくすという、そういうことを解釈によって行おうとするものです。そういう中で、憲法そのものを変えてもいいと考えている方々からも、それはやり方がまずいんじゃないかという批判の声も上がっているところです。そういう中で、大変危険なことであり、今まで戦後日本はただ一人の戦死者も、世界の国の人々を傷つけることもなく過ごしてまいりましたけれども、こうしたことが通ることによって命を奪ったり奪われたり、そういう国になってしまうということで、今多くの国民が戦争に巻き込まれるんじゃないかという不安の声を上げているところです。

そうしたことから、この意見書をぜひ提案したいというふうに考えました。

内容は、この意見書案を読んでかえさせていただきたいと思います。

安倍政権が進めようとする憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に、国民の多くが戦争に巻き込まれるのではないかなどの不安を感じています。

これまで歴代政府は、憲法第9条において認められる自衛権の発動としての武力行使については、我が国に対する急迫不正の侵害があること、その場合にこれを排除するためほかに適当な手段がないこと、必要最小限の実力行使にとどまるべきことという3要件に該当する場合に限られるとしています。他国のために武力を行使できるようにすることはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

憲法改正の手續を省いたまま一内閣による解釈の変更で武力行使が容認されるなら、解釈によって活動範囲も際限なく広がり、海外での武力行使につながりかねません。

戦争と武力紛争が絶えることのない今日の国際社会において、平和憲法を持つ日本国民が、

世界の人々とともに平和に生きる権利の実現を目指すことこそが重要です。

恒久平和主義は、国民主権、基本的人権の尊重とともに憲法の基本原理であり、時々々の政府の意向や国会の判断で解釈を変更することは、立憲主義に反するものであり、許されません。

よって、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更と、集団的自衛権の行使を容認しようとする国家安全保障基本法案に強く反対し、以下のことを求めますという、こういう内容になっています。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますよう心からお願いをいたしまして、意見書の説明とかえさせていただきます。

議長（植原育雄君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第1号 集団的自衛権に関する憲法解釈変更に対する意見書（案）についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第12 意見書第2号 労働者派遣法改正に反対する意見書（案）

議長（植原育雄君） 日程第12、意見書第2号 労働者派遣法改正に反対する意見書（案）についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、沓澤幸子です。

意見書第2号 労働者派遣法改正に反対する意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

この意見書は、昨年の7月以来、197の自治体が意見書を国に上げているところです。都道府県では、北海道、岩手、長野、静岡、岐阜、愛知、三重、兵庫、山口などの9都道府県、またその他市町村が上げているわけであります。

今、安倍政権が提案している、この労働者派遣法の改正内容ですけれども、今まで以上に派遣を際限なく引き延ばすことができる、そういう内容になっています。また、お金を払えば首切りも自由にできる、そういう内容にもなっています。

労働者は今雇用が不安定な中で、なかなか自分の時間外労働言われても断ることができない。労使の協定があればできるという、そういうルールを作ろうとしているわけですけれども、弱い立場の労働者が断ることができない中で労使の協定といっても、それは限りなく長時間労働が行われる仕組みになるということにほかならないわけであります。そのことは、強いて言えば、正規職員も、いつ自分がそういう立場になるかわからない、そういうもつとで、ますます正規労働者の賃金も働く労働条件も悪くなっていくということに結びついていくというふうに考えます。

そうした考えのもとで、この意見書を提案したいというふうに思います。

内容を読み上げたいと思います。

安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを目指し、労働者派遣制度の改正を提案しています。

この内容は、労働者派遣法が持っている常用代替防止の原則の廃止、派遣受け入れは一時的、臨時的業務に限定という原則を取り外し、自由化業務の規制を緩和する内容です。

改正されれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引き下げと景気の調整弁として使い捨てできる派遣の導入が急速に進み、日本の雇用不安がさらに深刻しかねません。国際的にも、日本の長時間労働は突出し、女性の就業を阻むと同時に、少子化要因の一つでもあります。長時間労働の是正と人間らしく働くルールづくりこそ、優先すべき課題です。

国においては、派遣労働を拡大する労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業の根絶、過労死や過労自殺をなくして、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で、労働者が安定的な雇用のもとで安心して働くことができる環境を整備することを目指すよう、下記のことを要望します。

こういう内容になっています。

慎重審議いただきまして、ぜひ御議決賜りますようお願いして、意見書の説明とさせていただきます。

議長（植原育雄君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第2号 労働者派遣法改正に反対する意見書（案）についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（植原育雄君） 総務経済常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（植原育雄君） 次に、文教厚生常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（植原育雄君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（植原育雄君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第4回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時24分閉会